平成２７年（フ）第８６０号
札幌市豊平区平岸２条４丁目１番１―207号
債務者　澁谷　　明
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８６９号
札幌市南区澄川６条３丁目２番５―801号
債務者　白石　静惠
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８７３号
札幌市豊平区平岸１条16丁目８番16号　アルコンハイツ103号
債務者　木村　民子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２２号
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場1251番地
債務者　生方　里美
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１３６号
群馬県前橋市広瀬町１―19―５、最後の住民票上の住所千葉県袖ケ浦市蔵波台１丁目５番地11
債務者　土屋　順子（旧姓竹俣）
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１３７号
群馬県前橋市南町３丁目72番地５　タカオハイツ202号
債務者　内藤　充昭
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１３９号
群馬県前橋市幸塚町190番地１　奈良ハイツ108号
債務者　田邊　利幸
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３７４号
千葉県市川市新井３丁目29番24号　第一和田荘101号
債務者　柳澤マチ子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１３４号
静岡県裾野市石脇338番地の１　ラヴィアンローズ101
債務者　鳥澤　玲子（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１５５号
静岡県三島市八反畑136番地の16
債務者　柏木　禮子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１５７号
静岡県田方郡函南町平井640番地の２、前住所神奈川県伊勢原市板戸710番地の24
債務者　柳田　光輝
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第４０５号
京都府京田辺市河原神谷69番地　３―302
債務者　頭鬼　弘幸
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４４０号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目１番地59棟204号
債務者　ミヤビ技建こと　横井　雅史
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４８４号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地１　向島市営住宅５－４棟511号
債務者　坂内久美子（旧姓雪）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４８６号
京都市山科区小山中ノ川町33番地
債務者　小竹アサエ
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４８７号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地14―303
債務者　林田みゆき
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４９２号
京都市下京区万寿寺通西堀川西入柿本町570番地　高田マンション32号
債務者　有田　春人
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係